

通学通園等に係る幼児等の送迎における留意事項について

この度、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生しました。また、これを受けて、令和4年9月9日には「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」が設置され、再発防止に向けた緊急対応策について検討が開始されたところです。

今般の事案を踏まえ、通学通園に係る自家用自動車の有償運送の許可を受けた事業所並びに一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者で通学通園等に係る幼児等の送迎を行っている事業者は、下記事項について留意されるようお願いいたします。

記

- 幼児等の乗車時及び降車時に人数の確認や座席の点検を実施する等、車内への幼児等の置き去りを防止するために必要な措置を徹底すること。